

第4章 個別施策

基本方針をもとに以下の施策を展開します。

図 4-1 施策の体系図



1 | 区民・事業者との連携推進



(1) PR・普及啓発の推進

区には、年齢、家族構成、国籍、住居形態、居住年数など多様な区民が生活しており、すべての区民に「快適で誇りのもてる循環型のまち」を実現することへの理解を深め、行動してもらうことが大切です。そのために、区民の特性を踏まえた多様な方法での普及啓発を行っていきます。転入者や外国人居住者など、目黒区のごみ排出ルールを知らない方への普及啓発の充実を図るほか、区と区民とが双方向のコミュニケーションを行うための手法について検討します。

○区民への周知効果が高い区報などの紙媒体や AI チャットボット「めぐぴー」を使用した区ウェブサイトの一層の活用

○LINE や X (旧 Twitter) などの SNS を使用したプッシュ型の広報の充実

○イベントを活用するなど、機会を捉えて区民と交流を図る

○集合住宅の管理を行う事業者や管理人に対する普及啓発の充実

コラム 資源とごみに関する疑問は LINE や区 Web へ！

目黒区 LINE 公式アカウントや、目黒区公式ウェブサイトでは、ごみの出し方やよくある質問、住んでいる地域の資源とごみの収集日を調べることができます。

◆ LINE 利用方法

● LINE アプリがインストールされているスマートフォンなどから、コード①を読み取り、目黒区公式アカウント (@meguro_city) を友だち追加してください。



コード①

● LINE では、住んでいる地域を登録すると資源とごみの収集日を前日にお知らせします。(コード②)



コード②

●ごみの出し方やよくある質問は、目黒区 LINE 公式アカウント画面下にあるメニューから「ごみ分別案内」をクリックしてください。AI チャットボットが、入力されたごみの品目や質問にお答えします。

◆ Web 利用方法

●目黒区公式ウェブサイト (コード③) では、住んでいる地域の資源とごみの収集日やごみの出し方等を調べることができます。



コード③

(2) 環境学習の機会の創出

区民や事業者が行うごみ減量の行動は、世界全体の「持続可能な開発目標 (SDGs)」にもつながっていることを、区民、特に次世代を担う子どもたちに伝えていくことが大切です。そして、子どもへの教育を通じて、家庭や地域の意識啓発を図っていきます。

- 児童を対象とする環境学習等の充実と、それを通じた家庭での普及啓発
- 事業者や区民自身が講師として活動できるような仕組みの検討
- エコライフめぐろ推進協会と連携した誰もが学びたくなる場づくりの検討
- 排出した資源のリサイクル情報の公開によるリサイクルの動機付け

(3) 「めぐろ買い物ルール」の推進

「めぐろ買い物ルール」は、賢い買い物を区内に広めるための区民・事業者共通のルールであり、目黒区独自の取組です。「区民アンケート調査」では、めぐろ買い物ルール参加店について、「知らなかった、利用してみたい」と答えた区民の割合が約60%と高く、普及啓発により買い物ルール参加店の利用者数の増加が期待できます。「めぐろ買い物ルール」をより多くの区民・事業者に実践してもらうため、ルールの内容や広報の方法について検討します。

また、参加する事業者に対しては、区ウェブサイトでの紹介やステッカーの配付を行っていますが、参加する事業者や利用する区民に何らかのインセンティブを与えるような仕組みを検討していきます。

- より多くの区民や事業者の主体的行動を促すよう、ルール内容の改定
- エコライフめぐろ推進協会や商店街、町会・自治会といった地域組織や自主活動団体による買い物ルール普及に向けた取組の支援
- 商店街組織等と連携した買い物ルール参加店拡大の推進

コラム めぐる買い物ルールを改定します！

平成18（2006）年3月に誕生した「めぐる買い物ルール」は、ごみをつくり出さない賢い買い物（スマートショッピング）に区民・事業者・区が取り組む区内共通のルールです。

計画改定に伴い、基本理念である「環境にも財布にもやさしい、ムダのない賢い買い物」を継承し、現在の多様化した生活様式にも対応した内容に改定します。

新・めぐる買い物ルール＜買い物する人ができること編＞

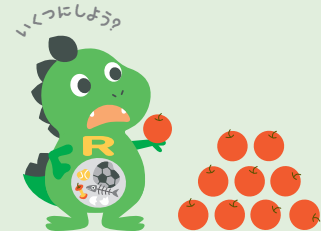
◆ルール1 『マイバッグ+マイ○○のすすめ』

- 買い物のお供にはマイバッグを！
- マイボトルも使ってみよう！
- 無意識に過剰包装をお店に要求していないか見直そう！
- 使い捨てのお箸やスプーン・フォークもマイカトラリーに切り替えよう！



◆ルール2 『必要な分だけ買おう！』

- 野菜や果物はバラ売りで食べきれる量を買おう！
- 惣菜などの量り売りも利用してみよう！



◆ルール3 『エコな商品を選ぼう！』

- 詰め替え商品を選ぼう！
- リサイクル素材でできたものを選ぼう！
- アップサイクル製品を選ぼう！
- レンタルサービスやサブスクリプションサービスをうまく利用しよう！



◆ルール4 『おいしく食べきろう！』

- 冷凍保存や真空保存などでおいしさを長持ちさせよう！
- 初めてのお店で注文するときは、1人前の量を事前に確認しよう！
- 大盛・小盛を上手に選ぼう！
- 「賞味期限」と「消費期限」の違いを知ろう！
- 「おつとめ品」「見切り品」「訳あり品」を上手に選ぼう！



◆ルール5 『みんなで「長く」「繰り返し」使おう！』

- 繰り返し使えるものを選ぼう！
- 修理サービスを使ってみよう！
- 自分で物を所有しなくても便利なシェアサービスを使ってみよう！



新・めぐろ買い物ルール〈お店ができること編〉

◆ルール1 『マイバッグ+マイ○○のすすめ』

- 「レジ袋は必要ですか？」と声がけしよう！
- 過剰包装をしない・させない工夫をしよう！
- 使い捨てのお箸やスプーン・フォークも必要としている人にだけ提供できる工夫を！
- マイボトルやマイ容器で提供できるものを増やそう！



◆ルール2 『必要な分だけ買おう！』

- バラ売りや量り売りで提供できるものを増やそう！



◆ルール3 『エコな商品を選ぼう！』

- 詰め替え商品を推奨しよう！
- リサイクル素材の製品もPRしよう！
- アップサイクル製品を提供しよう！



◆ルール4 『おいしく食べきろう！』

- 大盛・小盛が選べるメニューを増やそう！
- フードシェアリングサービスを利用しよう！

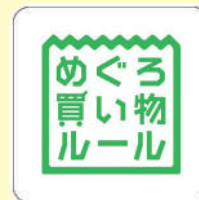


◆ルール5 『みんなで「長く」「繰り返し」使おう！』

- 長く・繰り返し使える工夫をしよう！
- 気軽に修理の相談ができる工夫をしよう！

めぐろ買い物ルール参加店・食べきり協力店

めぐろ買い物ルールの取組を行っているお店を「めぐろ買い物ルール参加店」、そのうち食品ロス削減につながるルール2もしくはルール4に取り組むお店を「食べきり協力店」として登録し、その取組を目黒区の広報等で紹介することでルールの推進や区民への意識啓発を図ります。



- ◆区ウェブサイトでも、めぐろ買い物ルール参加店、食べきり協力店を公開しています。



(4) 事業者・地域団体との連携

区民・事業者が生活スタイルや事業活動を見直し、循環型社会に適合したものとなるよう、一体となった取組を進めていきます。

①地域団体等との連携推進

- 地域団体や自主活動団体、民間事業者、エコライフめぐろ推進協会等との連携強化による古着・古布などの資源化促進
- 地域団体等と連携した「めぐろ買い物ルール」の普及促進
- 地域団体との協働により、防鳥ネットの普及でゴミ集積所の美化推進

②事業者との連携推進

- 不動産管理会社等による、テナントとして移転してくる事業所に対して、事業系有料ゴミ処理券の貼付などのごみ出しルールを伝達していく仕組みの整備
- 不動産管理会社等と連携し、転入者に対する目黒区のごみ出しルールの周知
- 商店街や大型小売店舗と協調・連携し、容器包装の削減などごみの発生抑制に関する意見交換や具体的な取組の推進、「めぐろ買い物ルール」の普及の推進
- リユース・リペア事業の推進

2 | 2Rの推進とリサイクル



(1) 家庭ごみの減量

第2章2(5)で述べたように、燃やすごみには資源として回収している品目が多く混入しており、正しい分別により、3割程度の減量の可能性があります。同様に、燃やさないごみについても、1割以上の減量の可能性があります。このため、ごみの減量についての意識啓発を図るとともに、正しい分別方法の普及啓発を徹底します。

- MGR100の普及啓発の強化
- ごみに含まれているリサイクル品目の普及啓発の強化
- リユース・リペア事業の活用促進
- 燃やさないごみから金属などの資源を選別するピックアップ回収の検討
- より多くの区民の協力を得られるよう、資源の公共施設での拠点回収や販売店での店頭回収の拡充についての検討
- 生ごみの水切りなどの具体的取組の普及啓発による生ごみ減量
- 未利用食品の有効利用や食べ残しの削減などによる生ごみの発生抑制
- 雑がみの分別徹底による資源化やごみ減量の普及啓発
- 地域 SNS との連携
- シェアリングサービスの普及啓発

コラム | 生ごみは水切りしてから捨てましょう！

家庭から出る燃やすごみのうち、約4分の1が「生ごみ」です。生ごみは約80%が水分と言われています。生ごみの水を切ることでごみの減量へとつながります。

◆水切りのメリット

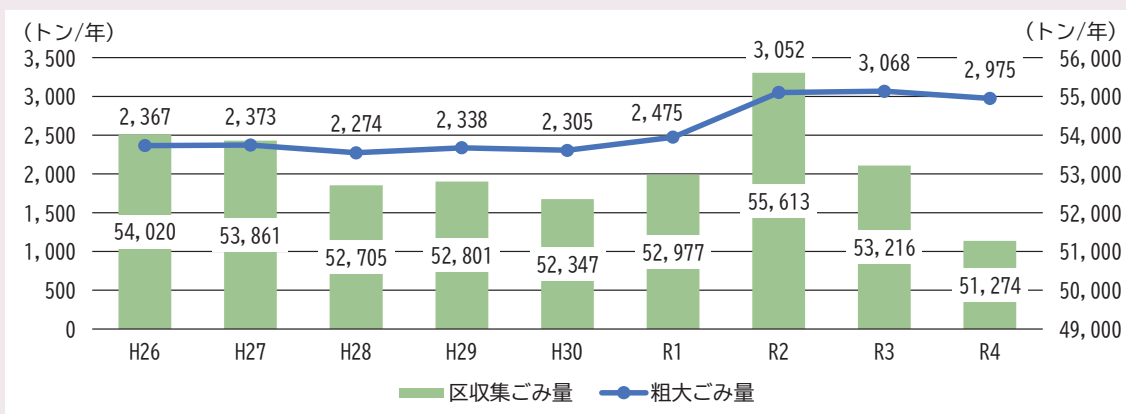
- においの軽減…水分は嫌な「におい」の原因になります。しっかり水を切ることで、生ごみのにおいの発生を抑えることができます。
- 温室効果ガス排出削減…焼却施設での焼却効率や清掃車の運搬効率が向上し、温室効果ガスの排出量を削減できます。また、経費の削減にもつながります。



コラム 粗大ごみ量の推移と粗大ごみ品目別収集実績

区収集ごみ量は、令和2（2020）年度に新型コロナウイルス感染症の拡大により在宅時間が増加したことなどの影響により増加しましたが、令和3（2021）年度から再び減少に転じました。しかし、粗大ごみに関しては、令和2（2020）年度以前より高い水準のまま推移しています。

◆区収集ごみ量と粗大ごみ量の推移



◆粗大ごみ量排出個数上位 30 品目

令和4（2022）年度の粗大ごみ品目別収集実績では、1位衣装箱（収納箱：プラスチック製等）、2位布団【敷・掛（2枚1束）】の2点の排出が多く、3位以下の品目と大きな差があります。

順位	粗大ごみ品目	個数	項目
1	衣装箱（収納箱：プラスチック製等）	22,191	家具
2	布団【敷・掛（2枚1束）】	15,356	家具
3	掃除機	9,418	電気
4	バッグ（スーツケース）	7,690	家具
5	布団【その他（5枚1束）毛布・枕・座布団・クッション含】	7,175	家具
6	照明器具	6,989	電気
7	ゴミ箱	6,961	その他
8	テーブル（最大辺100cm以下）	6,134	家具
9	椅子（OAチェア・子供学習用椅子）	5,762	家具
10	マットレス（布団用）	5,687	家具
11	椅子（テーブル用椅子）	5,655	家具
12	ベッドマット	5,421	家具
13	扇風機	5,404	電気
14	カラーボックス【小】（最大2辺の計140cm以下）	5,329	収納家具
15	敷物・じゅうたん（2畳以下）	5,106	家具
16	自転車（16インチ超：大人用三輪車を含む）	4,757	その他
17	プリンター（インクジェット式）	4,702	OA
18	椅子（座椅子：1人掛け）	4,680	家具
19	パイプハンガー、ハンガーラック、ポールハンガー	4,476	その他
20	空気清浄機	3,989	電気
21	電子レンジ	3,852	電気
22	椅子（応接椅子を除く）	3,753	家具
23	物干し竿	3,515	その他
24	たんす・チェスト【小】（最大2辺の計140cm以下）	3,400	収納家具
25	椅子（折りたたみ椅子）	3,241	家具
26	敷物・じゅうたん（2畳超）	3,229	家具
27	椅子（ソファ・応接用二人以上掛け）	2,747	家具
28	突っ張り棒（突っ張り棚）	2,704	その他
29	ベッド（シングルベッド：マットを除く）	2,661	家具
30	オーブントースター（トースター）	2,615	電気

コラム 雑がみ回収にご協力ください

◆「雑がみ」とは？

家庭から出されるさまざまな紙類は「雑がみ」に分類され、古紙回収の日に出せばリサイクルされて再生紙に生まれ変わります。

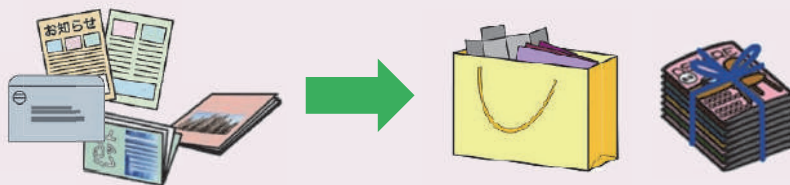


金具、フィルム、シール、粘着テープなど紙以外の部分は取り除いてね。



◆「雑がみ」の出し方

不用な紙袋に集め、そのまま袋ごと出してください。雑誌などにはさんで紐でしばって出してもOKです。



◆古紙として回収できない紙類

- 防水加工された紙（紙コップ、紙皿、紙製ヨーグルト容器など）
- 感熱紙（レシートなど）
- コーティングされた紙（圧着はがきなど）
- 粘着物のついた紙（付せん、のり付き封筒など）
- 汚れやにおいのついた紙（ピザの箱、紙製弁当容器、洗剤や線香の箱など）
- アルミコーティングされた紙（お酒のパック、牛乳パック、ジュースのパックなど）
- その他（シュレッダーくず、写真、カーボン紙（宅配伝票など）、紙製卵パック、果物等の紙製緩衝材、本のハードカバーの部分、ティッシュ、紙おむつなど）

(2) 事業系ごみの減量

令和4(2022)年度に実施した事業系ごみ組成分析調査によると、燃やすごみの26.4%が資源で、このうち古紙が16.4%を占めます。事業系ごみの分別については、集積所での指導を強化していくなどの対策を講じます。

- 業種に応じた排出指導の強化
- 資源が混入しているごみの取扱いに対する取組の強化

(3) 新たな資源回収

今後、新たに資源化すべき品目とその回収方法についての検討をすすめ廃棄物の資源化を推進します。この際、エコライフめぐろ推進協会のほか、リサイクルに取り組む自主活動団体や民間企業などと連携し、費用対効果を考慮して効率的に施策を進めます。

- 燃やさないごみ・粗大ごみの更なる資源化の検討
- 古着・古布の更なる資源化の検討
- 資源化や分別に関する住民の意識の更なる向上
- 自主活動団体や民間事業者、エコライフめぐろ推進協会等との協働の検討
- ごみの排出抑制に取り組む区に対する財政的な支援などの積極的な利用

(4) 食品ロスの削減

詳細は第5章を参照ください。

(5) 家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみ有料化は、ごみ減量に効果があることが、導入自治体の事例から明らかとなっています。

目黒区において、区民1人1日当たりのごみ量やリサイクル率の目標を達成するためには、大幅なごみ減量努力が必要であることから、家庭ごみ有料化の是非について検討し、家庭ごみ有料化の手法について研究していきます。

また、2章3(7)に記載の通り、ごみの中間処理が23区共同処理であることや、隣接区との間で生じうる越境ごみの問題を考慮すると、家庭ごみ有料化は目黒区単独で対応するのではなく、23区一体となった取組が現実的であることから、他区との連携を強化し、情報共有を図りながら検討を進めていきます。

(6) 事業者負担の適正化

事業者が排出する資源・ごみは自らの責任で適正に処理することが求められます。定期的に廃棄物処理手数料の見直しを行い、事業者による適正な費用負担を確保するとともに、事業系一般廃棄物の更なる減量を促すことを目指していきます。

コラム 製品プラスチックの資源回収を開始しました！

令和5（2023）年7月1日から製品プラスチックの資源回収を開始しました。目黒区では、これまで燃やすごみとして収集していた製品プラスチック（プラスチック製の文具や日用品など）を新たに資源として回収しリサイクルすることで、ごみの減量や温室効果ガスの排出削減を図り、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

新たに資源として回収する製品プラスチック

すべてがプラスチックでできている、一辺がおおむね 30cm 未満のもの

◆製品プラスチックの例

- 文具、おもちゃ（定規、クリアホルダー、ブロックのおもちゃ、CD・CD ケースなど）
- 台所用品（保存用容器、コップ、食器、スプーン、ストローなど）
- その他日用品など（バケツ、ハンガー、歯ブラシ、プランター、くしなど）



資源として出せないもの

- 汚れが落ちないもの
- 一辺がおおむね 30cm 以上のもの
- プラスチック以外の素材が混じっているもの（金具やねじなどの金属部分があるもの）
- モバイルバッテリー、電子・加熱式たばこ、スマートフォンなど（小型充電式電池を内蔵しているもの）
- 刃物、ライター、在宅医療用器具など
- ビデオテープ、カセットテープなど
- プラスチック製のまな板などで厚みが 5mm 以上あるもの など



出し方のルール

- 資源の回収は週1回です。回収曜日は地域によって異なります。
- 中身を残さないで使い切り、汚れがあれば水でさっとすすいで落としてください。
- プラスチック製の容器や包装と製品プラスチックをまとめて同じ袋（中身が見える袋）に入れ、回収日の朝、午前8時までに出してください。



コラム プラスチックリサイクルの温室効果ガス削減効果

プラスチックは様々な場面で使用されていますが、原料である石油の採掘や製造、流通から消費、廃棄に至るまでの各段階で温室効果ガスが排出されており、気候変動への影響が懸念されています。プラスチックごみを適正にリサイクルすることは、ごみの減量のみならず、温室効果ガスの排出量を抑制する観点から重要です。

附属資料 11 より、1 トンのプラスチックごみをリサイクルすると、清掃工場で廃棄物発電する場合に比べ、1.45 トンの温室効果ガス排出量（二酸化炭素排出量相当分）を削減できると試算されます。令和 4（2022）年度の目黒区のプラスチック資源回収量は 1,614 トンですので、リサイクルによる温室効果ガス排出量の削減効果は、2,340 トンと見積もることができます。

林野庁では、36 ～ 40 年生の杉の人工林 1 ヘクタール（1,000 本の立木があると仮定）が吸収する温室効果ガスの量は 8.8 トンと推計しています。このことから、令和 4（2022）年度のプラスチックごみの資源回収による温室効果ガス削減効果は、森林約 260 ヘクタール（杉の木約 26 万本分＝東京ドーム 55 個分）が 1 年間に吸収する温室効果ガス量に相当するものと考えられます。

目黒区では、令和 5（2023）年 7 月 1 日から、製品プラスチックの資源回収を開始しました。今後も、区民のみなさまのご理解・ご協力のもと、ごみの減量、リサイクルの推進により、温室効果ガス排出量の更なる削減を図っていきます。

東京ドーム



× 55 個



プラスチック資源回収による温室効果ガス削減効果は、東京ドーム 55 個分の森林面積と同じなんだ。

コラム 牛乳パックで堆肥を作ってみよう！ (めぐるスマートライフ)

生ごみを捨てることなく堆肥にして植物を育てれば、エネルギーを循環させることができます。牛乳パックを再利用して、生ごみから堆肥を作ってみませんか。

◆用意するもの

- 生ごみ (野菜くず、果物の皮、パンくず、コーヒーかすや茶殻など)
※卵の殻、貝殻、肉、魚、水分や塩分の多いものは避ける。
- 古土 (日光で乾燥させてから湿らせた古土がよい)
- 米ぬか (お米屋さんで分けてもらう)
- 牛乳パック (1リットルの屋根型紙パック)
- ガムテープ



◆作り方

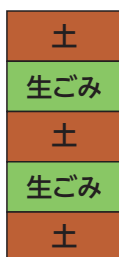
①生ごみを細かく切って水気を切り、米ぬかをまぶす。



②古土と①の米ぬかをまぶした野菜くずを、牛乳パックがいっぱいになるまで交互に入れる。



③生ごみがむき出しにならないように最初(底)に古土を入れ、最後に古土をかぶせる。



④牛乳パックの口をガムテープで密閉する。1か月ほど (冬は2~3か月ほど) 室内に置いておくと堆肥になる。



牛乳パック内の生ごみが堆肥になっているかどうかは、一番上の土を少しどけてみてください。まだ生ごみが残っている場合は、2~3週間経ってから確認してみましょう。



身近なところから環境について考えるきっかけになると良いな。
エコライフめぐる推進協会の「めぐるスマートライフ」
(ウェブサイト) で作り方を紹介しているよ。



3 適正処理の推進



(1) 家庭ごみの適正排出

家庭ごみの適正排出を推進するには、普及啓発だけではなく、現場での支援が重要です。区では、日頃から「ふれあい指導」を実施し、集積所において区民とのコミュニケーションを図りながら、正しいごみの出し方を支援しています。このような集積所を活用した排出指導には、経費節減の効果だけでなく、地域住民同士の繋がりを深め、コミュニティ機能を醸成するという役割も期待できます。

○集積所でのごみの排出についての支援の強化

○転入者や外国人居住者等、対象者に応じた、ごみと資源の分け方・出し方の周知啓発の強化

(2) 事業者への排出指導

事業系ごみについては、排出者の自己処理責任が原則であり、事業系有料ごみ処理券の貼付、すなわち、適正な費用の負担を前提として、集積所に排出することを認めています。事業系ごみ組成分析調査及び事業所アンケート調査によると、事業系有料ごみ処理券を貼付せずに集積所にごみを排出する状況が見受けられました。

区は、事業所の業種や規模に応じて、有料である事業系ごみの排出方法について周知を徹底するとともに、不適正な排出を行う事業者への排出指導を強化していきます。

○中小規模事業者に対する、適正なごみ処理に向けた情報発信の強化

○「事業用大規模建築物における再利用計画書」に基づく立ち入り指導の強化

○ごみ減量に積極的に取り組む事業所を支援する施策の検討

(3) 高齢者などへの訪問収集の充実

一人暮らしの高齢者や障がい者など、ごみの排出が困難な方に対する支援として、ごみの訪問収集に取り組んでいるところですが、高齢化社会の進展により、対象者やごみ出しに伴う困難な事例がより増加することが見込まれます。これらの課題に対して適切に対応するための体制整備や方策を、関係所管と連携して取り組んでいきます。

(4) 戸別収集の検討

戸別収集は多大な経費を要するものの、ごみの責任の所在が明確になるため、分別の徹底や各戸に応じた丁寧な「ふれあい指導」が期待できます。一方、集積所がなくなることによって地域のつながりが得られる機会が減る等の問題があります。現在、区では戸別収集は高齢者や障がい者でごみ出しの困難な場合のみ対応しています。区内全域での戸別収集を含めた集積所のあり方について、コミュニティ機能への影響、必要となる経費、家庭ごみ有料化との連動などを整理・検討します。

(5) 効率的な事業運営

令和4（2022）年度の資源やごみの処理費用は年間約47億円に上り、区民1人当たりで換算すると約1万7千円の経費となります。

現在、事業系ごみや家庭からの粗大ごみ、多量ごみ（一度に45ℓの袋5袋以上を排出する場合）については、排出者が有料シール券を貼付して処理費用を一部負担していますが、その他の燃やすごみ、燃やさないごみについては、区の負担となっています。なお、資源については、収集運搬や再資源化などで約11億円の経費が必要となっています。

ごみの収集・運搬・処理などについて引き続き効率的な運営をめざします。

(6) 小型充電式電池等の適正処理

小型電子機器やモバイルバッテリーが普及しており、ごみとして捨てられるニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池が増加しています。これに伴って、清掃車や処理施設での発火・火災が深刻な問題となっています。

小型充電式電池は、リサイクル協力店での回収と、区内10か所の拠点に回収ボックスを設置して対応しています。今後も正しい排出方法や回収場所について周知していきます。

また、小型充電式電池は、拡大生産者責任に基づき、事業者が回収していることを分かりやすく周知するとともに、製造者・輸入者・販売者等による適正な回収の義務化を国や東京都に要望していきます。

(7) 災害廃棄物の処理

「目黒区災害廃棄物処理計画」に基づく演習等を実施するとともに、東京都や特別区が実施する訓練に参加し、発災時に向けた連携を強化していきます。また、必要に応じて計画を見直すなど、有事への備えを万全にします。

コラム

小型充電式電池等の回収を開始しました！

使用済み小型充電式電池等（リチウムイオン電池、モバイルバッテリーなど）は、メーカーや販売店、リサイクル協力店等の自主回収をご利用いただいていた。しかし、充電電池の種類により回収方法が異なる、海外で製造された製品などは回収できない場合があるなどの問題がありました。特に小さくて性能の高いリチウムイオン電池は、破損・変形により、発熱・発火する危険性が高く、燃やさないごみや資源（プラスチック）、粗大ごみに混ぜて排出されると、清掃車や処理施設の火災が発生する一因となっていました。

このような火災や事故を未然に防止し、安全な収集作業を行うため、令和5（2023）年3月1日から、区内10カ所の施設に回収ボックスを設置し、小型充電式電池等の回収を開始しました。

対象となる品目

◆小型充電式電池

リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池
また、リサイクルマークの付いていない小型充電式電池等も回収します。

（注）発火事故防止のためセロハンテープ等で端子部を絶縁してください。

◆小型充電式電池を使用した製品

モバイルバッテリー、電子たばこ、加熱式たばこ、携帯型扇風機、電動シェーバー、電動歯ブラシ（歯ブラシ部分など外せる可動部分は除く。）など

リサイクルマーク



対象外となる品目

◆一辺が30cm以上のもの

清掃事務所にご相談ください。

◆破損したもの（発火する恐れがあるもの）

膨張や変形、液漏れなど破損したものは、清掃事務所にご相談ください。

回収ボックス設置施設（区内10カ所）

- ① 駒場住区センター（目黒区駒場一丁目22番4号）
- ② 目黒区総合庁舎1階西口（目黒区上目黒二丁目19番15号）
- ③ 緑が丘コミュニティセンター本館（目黒区緑が丘二丁目14番23号）
- ④ 目黒区清掃事務所（目黒区目黒本町二丁目13番19号）
- ⑤ 目黒区清掃事業所（目黒区中目黒四丁目1番2号 2階事務室）
- ⑥ 目黒区エコプラザ（目黒区目黒一丁目25番26号 田道ふれあい館地下1階）
- ⑦ 北部地区サービス事務所（目黒区大橋一丁目5番1号 クロスエアタワー9階）
- ⑧ 中央地区サービス事務所（目黒区中央町二丁目9番13号 食販ビル内）
- ⑨ 南部地区サービス事務所（目黒区碑文谷一丁目18番14号 碑小学校内南西側）
- ⑩ 西部地区サービス事務所（目黒区柿の木坂一丁目28番10号）

小型充電式電池等
回収ボックス



小型充電式電池等の安全な収集作業のため、資源とごみの分別にご協力をお願いします！